

「地方税法施行規則附則第7条第16項第1号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（大規模の修繕等証明書）等について（令和5年国住参マ第224号）」新旧対照表

(傍線・赤字部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;"><u>令和6年4月1日</u> <u>国住参マ第305号</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>令和5年4月1日</u> <u>国住参マ第224号</u></p>
<p>日本建築士事務所協会連合会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）</p>	<p>日本建築士事務所協会連合会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）</p>
<p>地方税法施行規則<u>附則第7条第17項第1号</u>の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（大規模の修繕等証明書）等について</p>	<p>地方税法施行規則<u>附則第7条第16項第1号</u>の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（大規模の修繕等証明書）等について</p>
<p><u>長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税額の減額措置（以下「マンション長寿命化促進税制」という。）については、その適用にあたり、一定の事項について貴職の証明を要するものがあることから、当該証明事務について「地方税法施行規則附則第7条第16項第1号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（大規模の修繕等証明書）等について」（令和5年4月1日付け国住参マ第224号）をもって通知したところですが、</u> <u>今般、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）が改正されたことを受けて、前記の通知において引用していた規則の条文にずれが生じることとなりました。</u></p>	<p><u>今般、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）の改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税額の減額措置（以下「マンション長寿命化促進税制」という。）が創設されたところです。</u></p>
<p><u>ついては、下記により、本減額措置の適用を受けようとする者が市町村（特別区にあっては都。以下「市町村等」という。）に提出する大規模の修繕等証明書、過去工事証明書及び修繕積立金引上証明書の発行に関して、改めて通知します（本通知中、法、令及び規則については、令和6年4月1日現在の条文で記載しています。）。</u></p>	<p><u>これを踏まえ、本通知を定めることにしましたので、本減額措置の適用を受けようとする者が市町村（特別区にあっては都。以下「市町村等」という。）に提出する大規模の修繕等証明書、過去工事証明書及び修繕積立金引上証明書の発行に関して、下記事項について十分留意していただきますようお願いいたします（本通知中、法、令及び規則については、令和5年4月1日現在の条文で記載しています。）。</u></p>
<p><u>なお、本通知をもって、前記の通知は廃止することといたします。</u> 貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただきますようお願いいたします。</p>	<p>貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただきますようお願いいたします。</p>

なお、本通知は内容については関係省庁とも協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 (略)

2 根拠条文等

- ・法附則第 15 条の 9 の 3
- ・令附則第 12 条第 47 項から第 49 項まで
- ・規則附則第 7 条第 1 項、第 14 項から第 17 項まで及び第 20 項
- ・令和 5 年国土交通省告示第 290 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 291 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 292 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 293 号

3～6 (略)

別紙 (略)

なお、本通知は内容については関係省庁とも協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 (略)

2 根拠条文等

- ・法附則第 15 条の 9 の 3
- ・令附則第 12 条第 47 項から第 49 項まで
- ・規則附則第 7 条第 1 項、第 13 項から第 16 項まで及び第 19 項
- ・令和 5 年国土交通省告示第 290 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 291 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 292 号
- ・令和 5 年国土交通省告示第 293 号

3～6 (略)

別紙 (略)